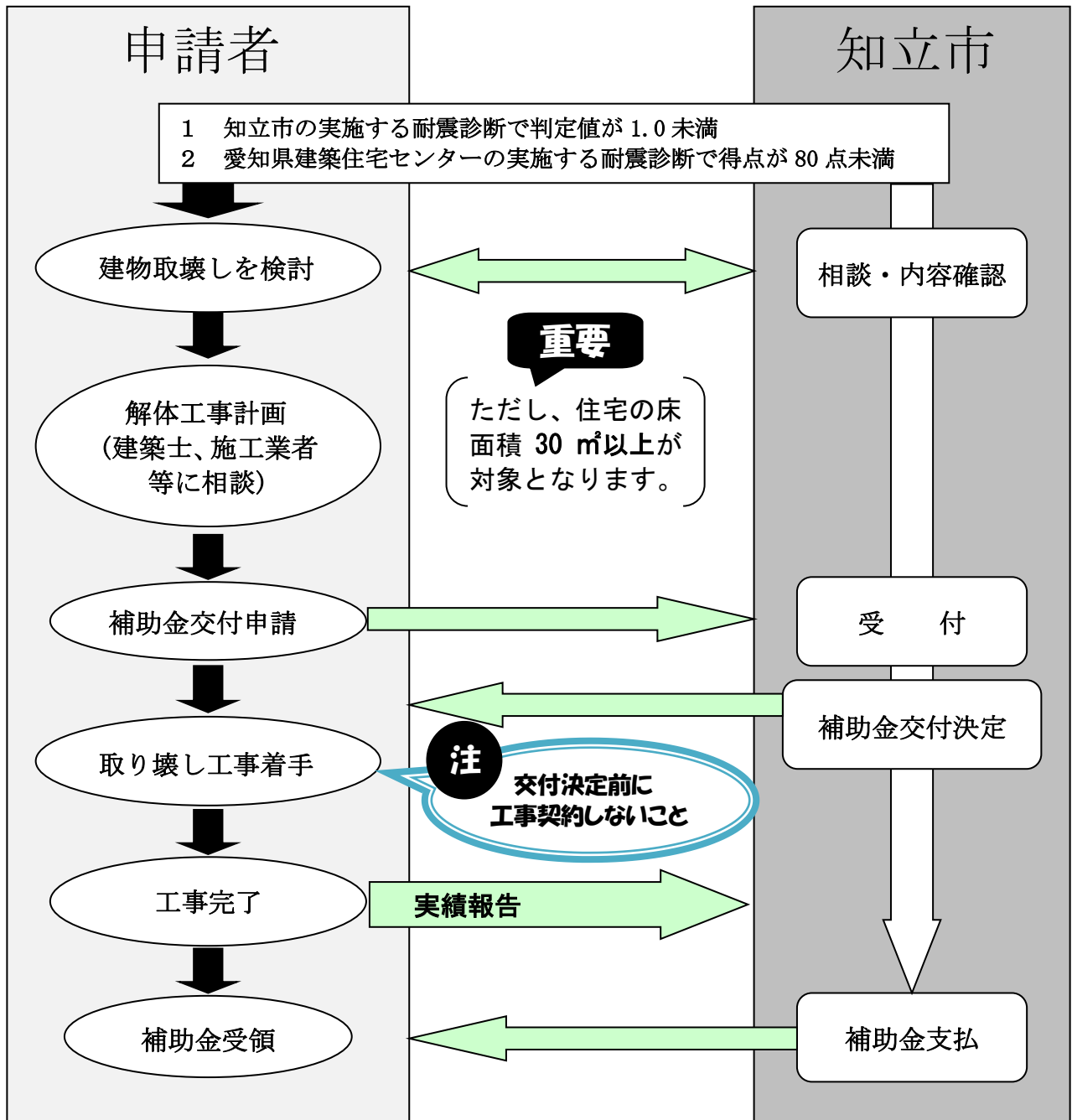


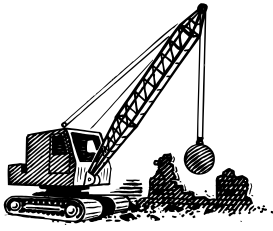
# 既設民間住宅耐震化促進費補助手続きの流れ

取壊しが必要と市が認める既設木造住宅の取り壊し工事には補助金が受けられます。

- 補助金額 取り壊し工事に要した経費(上限20万円)
- 申請期限 本年12月末まで
- 工事完了期限 申請年度の2月末まで



お問い合わせ先 知立市建設部建築課建築係  
Tel 0566-95-0128 Eメール [kentiku@city.chiryu.lg.jp](mailto:kentiku@city.chiryu.lg.jp)



主な要件として次の各項目に該当していることが必要です。

- ア 対象住宅の床面積は、30平方メートル以上あること。
- イ 対象住宅に対して知立市民間木造住宅耐震改修費補助金を以前に交付されていないこと。
- ウ 対象住宅の1棟すべてを取り壊すこと。

## 既設民間住宅耐震化促進費補助金交付申請について

建設部建築課建築係

### 1 受付け期間について

工事实績報告を申請年度の2月末日までに提出できるものが対象となります。申請を希望される方は事前にご相談ください。

2 申請方法としては、申請書を建築課窓口へ直接持ち込んでください。

### 3 申込み受付について

- (1) 添付資料に書いてある書類がすべて揃えていただき申込ください。
- (2) 予算の範囲の戸数を実施し、決定は書類受付け先着順とします。

### 4 補助金額について

- (1) 補助金の額は、取り壊し工事に要した経費（上限20万円）です。
- (2) 補助金額に1,000未満の端数が出た場合は、切り捨てとします。

### 5 補助対象条件について

補助の対象となるのは、旧基準の木造住宅の耐震診断を受け、地震に対して安全な構造でないものを、地震による災害を防止するため取壊し工事を実施する工事です。下記の全ての項目に該当することが条件となっています。

- (1) 補助対象事業は既設民間木造住宅が建っている1敷地に1戸を限度とし、次のいずれかに該当し取壊しが必要と市が認めるもので、1棟全てを取り壊した場合です。

ア 市が実施した無料耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅

イ (財)愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震(現地)診断で得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅

- (2) 補助金を受けることのできる人は、市内の旧基準木造住宅の所有者(その住宅に居住する者で、所有者の同意を得られるものを含む。)の人です。ただし、市税を滞納している人には補助金は交付しません。

- (3) 旧基準木造住宅とは、次の各項目にあてはまるものをいいます。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて市長が実施した無料耐震診断を受けたもの又は固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの若しくは建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもの)

イ 在来木造軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅(木造耐震診断結果報告等により確認できるもの)

ウ 現に居住の用に供しているもの

(4) 取り壊す住宅の要件として次の各項目に該当していることが必要です。

ア 対象住宅の床面積は、30平方メートル以上あること。

イ 対象住宅に対して知立市民間木造住宅耐震改修費補助金を既に交付されていないこと。

## 6 添付資料について

交付申請に際し、下記書類すべてを添付してください。

提出書類一覧			
1	交付申請書	様式第1	
2	補助事業者の住民票		
3	家屋の固定資産課税台帳登録証明書		知立市無料耐震診断報告書(4)を添付した場合不要
4	木造住宅耐震診断結果報告書等の写し		
5	付近見取り図		
	設計図又は写真		
	工程表		
	施工業者の解体工事業登録証又は建設業許可証		当該業者により原本証明の押印がされたものに限る
6	耐震化促進工事費見積書		施工業者又は建築士の記名及び押印のあるものに限る
7	市税の完納証明書		
8	委任状		本人が直接窓口申請する場合を除く
9	その他市長が必要と認める書類		

## 変更承認申請について

- 1 変更申請が必要と考えられるのは次の場合です。
  - (1) 取り壊し工事施行個所の変更
  - (2) 施工業者の変更
  - (3) 補助金額の変更
- 2 補助交付変更承認申請書に次に書いてある書類の内該当するものを添付してください。

〔知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金交付変更申請書（様式第3）〕

- (1) 事業の変更内容を表した図書
- (2) 変更後の工事費の見積書（取り壊し工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。）

## その他の手続きについて

### 1 工事が予定より遅れた場合

取り壊し工事が予定の期間内に完了しない場合又は当該工事を行うことが困難になった場合は、速やかに知立市既設民間住宅等耐震化促進費補助金遅滞等報告書(様式第5)を提出が必要です。指示を受けてください。

### 2 工事ができなくなった場合

耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、知立市既設民間住宅等耐震化促進工事廃止(中止)届(様式第7)を提出してください。

## 完了実績報告の手続きについて

完了実績報告書は、工事の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで提出してください。

1	知立市既設民間住宅等耐震化促進 工事完了実績報告書	様式第8	
2	工事請負契約書の写し		
3	工事費請求書又は領収書の写し		
4	工事写真(着工前・後)		耐震化促進工事の内容が確認できるものに限る
5	内訳書		工事請負契約書、請求書又は領収書について、申請時の見積書と差異がある場合に限る

## 支払請求書(様式第9)の提出について

完了実績報告を提出していただき、適正と認められたときは、通知を送付いたします。この通知を受けとられた日から起算して10日以内に提出してください。